

3 独・仏・英における廃棄物管理システムの法的側面

3 - 1 ドイツにおける廃棄物管理システムの法的諸側面

3 - 1 - 1 州における廃棄物管理計画

循環経済法 29 条従って州は、その州地域の廃棄物管理計画を策定しなければならない。廃棄物管理計画のなかで州は廃棄物回避と再生の目標及び認定した廃棄物処理施設のリストと追加される廃棄物処理施設を設定するのにふさわしい場所の特定を行わなければならない。

州が策定する廃棄物管理計画は、廃棄物管理に対して責任のある主体が採るべき方法等に関する選択及び廃棄物処理を行う際の施設の選択に対して強制力を持つ。

州が策定する廃棄物管理計画は連邦国家や地域の市町村目的が取り決めた目標や計画を考慮に入れなくてはならない。廃棄物管理計画の策定は EU 廃棄物指令により設定された EU 諸国共通の義務である。この指令によって EU 各国の管轄庁は処理・処分される廃棄物の品目と量に関する廃棄物管理計画の策定及び廃棄物処理の技術的要求水準、適切な処理・処分サイトの基準、特別な管理を要する廃棄物の取り扱いに関する取り決めを作成するよう要求される。

3 - 1 - 2 廃棄物発生者による廃棄物管理コンセプトと廃棄物バランスシート

廃棄物管理コンセプトは、循環経済法第 19 条に規定されるように、廃棄物管理計画における重要な手段である。

2,000 トン以上の要特別監視廃棄物発生者は廃棄物の回避、再生及び処分に関する廃棄物管理コンセプトを準備しなければならない。

廃棄物管理コンセプトは事業者内部の計画文書の役割をもつと同時に、それは管轄庁に要求された場合は、管轄庁が事業者の廃棄物対策を評価するために提出されなければならない。

- ・ 要特別監視廃棄物の品目、量、所在に関する詳細
- ・ 廃棄物の回避、再生及び処分に対して採られた措置及び今後採られる予定の措置に関する記述
- ・ 廃棄物を処分することの正当性に関する記述

さらに、廃棄物管理コンセプトを策定した事業者（自治体等も含む）は要特別監視廃棄物に関する品目及び発生量、所在に関して年間分析報告書を作成しなければならない。それがいわゆる廃棄物バランスシートと呼ばれるものであり、これには過去 1 年間の廃棄物の再生及び処分が記されている。

3 - 1 - 3 廃棄物に関する証明手続

ドイツにおける廃棄物の処分及び再生の監視は主にマニフェストと記録台帳によってなされる。家庭廃棄物と共に処理・処分されない『標準的な』廃棄物（要監視廃棄物あるいは監視を必要としない利用廃棄物）に関して、廃棄物の発生者は廃棄物品目とその廃棄物の処理・処分方法の証明を提供しなければならない。これら標準的な廃棄物の場合、証明手続は任意であって、地域当局の判断に依存する。

要特別監視廃棄物の発生者、要特別監視廃棄物を収集・処理・処分を行っている事業者、要特別監視廃棄物を取り扱っている廃棄物処理・処分施設の操業者は、処理・処分された廃棄物の品目及び処理・処分量に関するマニフェストを使用しそれを台帳にして保管し、さらに地域当局に提出する義務がある。要特別監視廃棄物に係る証明手続は強制的なものである。

要特別監視廃棄物を年間に 2,000kg 未満発生させている廃棄物発生者については主な証明手続が免除される。

基本的に、台帳保管の方法は、強制が任意かにかかわらず 2 つの段階に分けることができる。

- 要特別監視廃棄物に係る廃棄物管理計画を事前に管理・許可（Vorabkontrolle）される段階。
- 廃棄物の処理・処分が実際に行われそれが事前の証明手続に示されたごとく完了したごと（Verbleibskontrolle）をマニフェストの記録によってか証明されなければならない段階。

証明手順全体は「廃棄物の再生及び処理に関する政令」（証明政令：Nachweisverordnung）によって規定されている。

証明手続の範囲と深さは個々の特別監視廃棄物の種類、発生量及びそれを取り巻く諸条件によって法的に規定される。

さらに、廃棄物管理手続に係るほとんどすべての人々（マニフェストの記入に係る廃棄物の発生事業者、運搬事業者、処理・処分施設の管理者、操業者）が、5 年間、廃棄物処分にかかわる記録台帳を廃棄物の処理・処分を証明するための記録として保管しておく義務がある（循環経済法第 40 条、第 42 条第 3 項）。家庭系廃棄物発生者及び管理者にはこの義務はない。

3 - 1 - 3 - 1 要特別監視廃棄物処理処分施設管理計画の記録・証明手続

廃棄物管理計画を開始する前に、要特別監視廃棄物の発生者は証明政令のアネックスに添付される書式にしたがって発生させる予定の要特別監視廃棄物の品目及び量を申告しなければならない。

利用する廃棄物処理施設の法的・技術的な適合性に関する当局の承認を取り付けるのみならず廃棄物の再生・処分のための廃棄物管理に関して責任ある主体は監視当局に対して廃棄物の種類と量に関する申告は提出しなければならない（証明政令第 3 条 6 項）。

監視当局は廃棄物発生者が廃棄物を利用廃棄物または処分廃棄物のいずれにするにかかわらず、手続事務に多くの負荷をかけることができないため、廃棄物の利用または処分の方法に関して吟味することはほとんどない。

監視当局は 30 日以内に申告に対して許可を与えるか否かを決定しなければならない。30 日を越えてしまうと申告は自動的に承認されたものと見なされたことになる（証明政令第 5 条 5 項）。

この手続の代わりにいわゆる特権を与えられた手続が適用される場合がある。廃棄物処理施設の操業者は、1 回の承認によって同一成分の廃棄物であれば承認された期間の範囲（最大 5 年）で個々の廃棄物の受入毎に同じ基本的な廃棄物管理手続を繰り返すことから免除される。

3 - 1 - 3 - 2 特別監視廃棄物の処理・処分の段階における証明行為 （マニフェスト管理）

廃棄物の実際に関する記録は廃棄物の発生者から収集業者または運搬業者を経由して廃棄物処理業者に到るまでの処理・処分チェーンにおいて 6 枚綴りのマニフェスト（Begleitschein）が手渡されそこにそれぞれの関係者が必要項目を記入することによって与えられる。手続の詳細に関しては証明政令とそのアネックスで規定される（マニフェストの実物に関しては本報告書巻末の資料編を参照）。

こうした手続の代わりに廃棄物処理施設の操業者はいわゆる簡略マニフェストの使用が認められる場合がある。しかしながら、この手続が認められるのは、以下の条件が満たされていないなければならない。

- ・ 廃棄物が同一品目であること
- ・ 全く同じ廃棄物管理ルートを通過すること
- ・ 廃棄物の組成に応じた廃棄物処理における委託関係が廃棄物管理の適切な共同管理に掲げられた要件に対応すること
- ・ 各廃棄物発生者から収集される廃棄物が廃棄物コード毎に年間 15 トンを超えない（証明政令第 8 条）。

少量の廃棄物発生者は手渡し証明書として定められている書式のマニフェストを保管しなければならない（証明政令第 24 条）。

マニフェストを保管するように要求された事業者は台帳を作りマニフェストを保管しなければならない。また、これらの台帳は保管され要求があり次第、監視当局に提出しなけ

ればならない。管理台帳は通常の廃棄物管理の記録帳簿、簡易型マニフェストによる廃棄物管理の記録帳簿、事前証明手続の申告書、マニフェストと簡易型手渡しマニフェストを含む必要がある。(証明政令第 27 条)。

事業者はこの台帳を少なくとも 3 年間は保管しなければならない。但し、営業を廃止または中止した廃棄物処理・処分業者においては、少なくとも 10 年間保管しなければならない。

3 - 1 - 3 - 3 監視廃棄物の証明手続

要監視廃棄物の管理に関しては、要監視廃棄物の量が廃棄物品目コード単位で年間 5 トンを超える場合、廃棄物発生者の責任表明と廃棄物を受け取り、廃棄物管理の責任の一部を履行する事業者によってなされた責任表明によって構成される比較的単純な証明手段によって廃棄物発生者は計画された廃棄物管理オペレーションの許可を得るための証明手続を行わなければならない。また、証明は共同の台帳によって行うことも可能である。

このような単純化された証明手続は、要監視廃棄物及び監視不要廃棄物に対してなされる廃棄物管理のオペレーションについて監視当局が証明義務を廃棄物発生者に対して与える場合にも用いられる。

3 - 1 - 4 循環経済法に基づく廃棄物処理・処分業者、運搬業者の許可認定

3 - 1 - 4 - 1 ドイツ・循環経済法による廃棄物処理業者・運搬業者の資格規定と認定

3 - 1 - 4 - 1 - 1 廃棄物運搬事業者の資格規定と認定

循環経済法による廃棄物運搬事業者の認定に関する変更点

廃棄物運搬事業者の許可に関する規定は、循環経済法以前の廃棄物処理・回避法（以下、廃棄物法）から引き継がれたもので、後に述べる廃棄物処理専門業者の認定に関する規定のように新規に設けられたものではない。

しかしながら、廃棄物法とは以下のようないくつかの主要な点で変更がなされた。

- (1) 廃棄物法では事業所内の運搬でも条件によっては運搬の許可を必要とする義務が取り決められていたが、1996年10月7日以降は、「業として」（第三者のために）廃棄物を回収・運搬する場合にのみ許可を必要とするため、事業所内での運搬では許可は必要なくなった。
- (2) 『監視を要する利用廃棄物の指定に関する政令』により定められた利用廃棄物品目に関しては1999年1月1日から運搬の許可が必要となった。それ以前では、運搬に関する届出義務のみがある。

以下に、『廃棄物運搬認可のための政令』の要点と認可に関する内容を中心に整理する。

廃棄物運搬の許可義務の範囲

- (1) 原則として、「処分廃棄物」および「監視を要する利用廃棄物」を業として回収し、または運搬する事業者は許可が必要である。
- (2) 回収・運搬の許可義務が不必要な例外的ケースには以下のようなものがある。
 - a) 有害廃棄物で汚染されていない掘削土、道路の掘り起こし土、建設がれき。
 - b) 州の廃棄物管理当局が、ごく少量の廃棄物を事業所間で運搬する場合。但し、当局が許可義務を免除することを要する。
 - c) 民間及び自治体、またこれらの者から委託を受けた者が処理・処分義務の一環として運搬する場合。
 - d) 認定された廃棄物処理専門業者であり、その認定が回収及び運搬を含む場合。
 - e) 監視を要する利用廃棄物が引き取りシステムにより引き取られる場合。この場合、当該の廃棄物が政令に基づくか基づかないかは関係ない。

廃棄物運搬事業者の資格要件

廃棄物運搬事業者の資格要件には以下のようなものがある。

- (1) 企業の信用（財政）能力
- (2) 申請者の信頼性

(3)従業員の専門及び実務上の知識

また、廃棄物運搬事業者において管理・監督等責任ある立場に立つ者の実務経験および専門知識に関しては次のように定めている。

(1)最低 2 年間にわたり、実務を通して廃棄物の回収または運搬に関する知識を習得したと。

(2)大学または高専の工学、化学、生物または物理学の分野を卒業した者、技術専門職業教育を終了した者、マイスター資格を有する者、または営業担当者としての職業教育を終了した者。以上の場合には、実務経験が 1 年間以上あればよい。

また、上記の資格要件を満たし、3 年毎に次のような内容の研修講座に参加することが必要である。

【廃棄物回収業者および運搬業者専門講座】

州の管轄庁が認定した研修コース。但し、研修内容については、各州が申し合わせて、州廃棄物作業委員会(LAGA) による統一基準を設けており、1 回の研修参加により認定される期間は 2 年であり、この資格は他の州でも通用する。研修コースの要点を以下に示す。

内容 コースは基本として以下の内容を最低限含む。

- a. 廃棄物法およびその他の廃棄物に重要な環境法規 (45 分×13 コマ)
- b. 危険物法および労働安全法規 (45 分×3 コマ 他)
- c. 処理処分における賠償責任 (民事) および刑法上のリスク (45 分×2 コマ)
- d. 廃棄物を起因とする環境負荷 (汚染) とその他の危険、その防止、排除措置及び特別監視廃棄物の種類および性状 (45 分×5 コマ)
- e. 循環経済・廃棄物法および処理処分技術 (45 分×3 コマ 他)

許可の申請手続と提出書類

廃棄物運搬認可のための政令では、付表として提出書類の書式が掲載されている。これらの書類は、当局から取り寄せ、記入し複写して 3 通を提出する。提出書類を旧廃棄物法の場合と循環経済・廃棄物法における現行のものとを併記する。

(1)申請者本人からの提出書類

現 行	旧 法
・営業登録書（連邦営業法による） ・商業登記簿謄本 ・無犯罪証明書 ・営業登録センターからの情報 ・回収・運搬関連環境保険を含む自動車強制保険 ・中間保管または他の自動車の利用業務に含まない他の業務が行われる場合には、さらに事業場強制賠償保険およびこれらの業務に関する環境強制賠償保険	・同左 ・同左 ・水域損害強制賠償責任保険証明書 ・事業所（工場）強制賠償責任保険 当局はさらに他の書類も要求できる。 特に ・申請者の信頼性に関する書類 （税務署の非疑義証明書、社会保険機関の非疑義証明書等） ・危険物質運搬許認可、証明書 ・貨物運搬交通法による許認可書等

(2)事業所経営者の法定代理人からの提出書類

現 行	旧 法
・無犯罪証明書 ・営業登録中央センターからの情報 ・専門知識の証明書	当局から特に指定のあった書類

申請手数料

手数料の最高額は、100 万ドイツマルクでこの最高額を支払い、一旦許可を取得すれば、有効期間は無期限であり、ドイツ全土で通用する。

但し、申請者すべてが、100 万ドイツマルクを支払うわけではなく、申請者自身が許可に関して、1)許可期間、2)取り扱う廃棄物、3)営業地域 を限定することで、より低い手数料で申請が可能である。これらについて条件を最大に限定した場合、100 ドイツマルクにまで手数料を下げるができる。

3 - 1 - 4 - 1 - 2 廃棄物仲介業者の資格規定と認定

1994 年 10 月 4 日から廃棄物仲介業者は許可を必要とされることになった。これは EU の廃棄物指令に対応した結果である。なお、旧廃棄物法第 12 条 a の規定は、現循環経済・廃棄物法第 50 条第一項と同じである。但し、連邦政府は廃棄物仲介業者に関する政令は定めておらず、現行ではその運営は各州に任されている。現在の所、州廃棄物委員会(LAGA)も

仲介業者の認定に関して統一した行政規定を作成する動きはない。しかしながら、近年のごみに関係する不法行為などの問題からして、廃棄物仲介業者にも焦点が当てられる可能性は高く、仲介業者の許可については今後の動向に注意を向けておく必要がある。

3 - 1 - 4 - 1 - 2 - 1 廃棄物仲介業者の資格・要件・提出書類等

廃棄物仲介業者の定義

廃棄物を占有することなく、業として第三者に廃棄物を仲介する者。

廃棄物仲介業者の資格

廃棄物仲介業者の一般的資格は申請者の社会的信頼性である。

廃棄物仲介業者の要件

- 1)信頼性について：管轄庁が申請書類（無犯罪証明書、営業登録書など）を基準に判断し、場合によっては第三者への調査を依頼する。許可には制限と条件を付することができる。
- 2)実務および専門知識：州によっては、これらの要件を考慮しないが、これらの要件に関して証明を求める州もある。

申請書類

申請書に関する統一した取り決めはない。一般的に下記のような書類が必要である。

- 1)申請書
- 2)営業届
- 3)商業登記簿謄本
- 4)無犯罪証明書
- 5)営業中央登録センターからの情報 等

また、州によっては、下記のような書類も必要となる。

- 1)実務・専門知識の証明
- 2)職業及び事業者強制賠償保険
- 3)税務署非疑義証明書
- 4)職業協同組合 / 社会保険機関の非疑義証明 等

手数料

廃棄物コードに応じた廃棄物毎に申請可能であるから、それによって手数料は異なる(200～10,000DM)。

許可の期間

州により異なるが、2年から無期限。

管轄官庁

州により異なるが、下級廃棄物官庁、州環境省など様々である。通例運搬許可官庁と同一の官庁である。なお、後述する廃棄物処理専門業者の認定を受けたものは、仲介業者の許可は必要としない。

3 - 1 - 4 - 1 - 3 廃棄物処理専門業者の資格規定と認定

廃棄物処理専門業者の規定（循環法第 52 条）が設けられた背景

この廃棄物処理専門業者の認定に関しては、循環経済・廃棄物法において初めて導入された規定である。

ドイツにおいても廃棄物処理業に関する処理・処分の不当な取り扱いは過去に多く問題にされてきた。そこで、処理業に対する好ましくない印象を払拭すべく本制度の導入がなされた。

1994 年 3 月、連邦通常裁判所（最上級審）では、廃棄物を違法に処理・処分していた処理業者に対して廃棄物の処理を委託した事業者を、有罪とする判決*が下されている。このような判例からも、ドイツでは委託者が悪質業者と適正業者とを識別する必要が出てきた。

そこで、処理業者の基準を、各産業団体が委託する品目別に取り決め、独立した審査機関（TUV Rheinland など）の鑑定によって検査し証明させた。

この方法による認定では、例えば、廃電気・電子機器品目では電気・電子製造業の代表団体である ZVEI（Zentralverband Electrotechnik-und Electronikindustrie e.V.：ドイツの電気・電子機器産業を代表する団体）が処理業の資格認定基準を取り決めた。そこで認定の範囲は廃電気・電子機器に限られ、他の品目には適用されない。そこで、多品目にわたりより普遍性のある資格の認定があれば便利だということで循環経済・廃棄物法においてこの規定が設けられた。また、この規定が設定されたことで、各業界による民間基準からより公的な基準に高められたことにより、同法のもとで資格認定を受けている処理業者に廃棄物の委託を行ってれば、委託者の義務である「入念な処理業者の選定」に関して、処理処分上の問題が生じてそれを怠ったものとして全責任を問われることはない（完全に責任を免れない場合もあるが、賠償責任の軽減がなされる可能性が高い）。その意味で委託者においても好都合な条件を提供している。但し、公的な認定制度になったとはいえ、行政の負担と官僚主義を排し、規制緩和を図るため民間の団体（処理処分事業者組合）にかなりの部分、運営が任されている。

なお、循環経済・廃棄物法 第 52 条に基づき 1996 年 9 月 10 日に制定された『廃棄物専門処理業者に関する政令（法規命令）』の手本は、ドイツ・水管理法第 191 条の専門処理業者の認定制度（1986 年導入）にある。

*: ドイツ・連邦通常裁判所（ドイツの通常審における最高裁）により下った判決で「ファリザン判決」と呼ばれドイツでは有名な判例である。同判決で連邦通常裁判所は、排出者の処理業選択における責任は処理業による適正処理の約束のみでは不十分であり、処理能力の実態、社会的信用度、法的資格等を併せて調査し決定しなければならないとした。この判決後、設けられた処理業の認定制度は排出者のこれらの責任を補完する役割を担うものと考えられることができる。

認定取得のメリット

処理業者は同規定に基づき認定されなくても、処理業の営業活動は可能であるが、処理業が認定取得する理由（メリット）には下記のようなものがある。

- (1)認定された処理業の場合、循環経済・廃棄物法に基づき制定された『利用と処分の証明に関する政令』（証明政令）における処理・処分の証明に関する手続きにおいて、簡略手続きの利益を受けることができ、当局による事前審査も免除される。
- (2)廃棄物専門処理業者の認定を受けることで第 50 条に基づく運搬処理業者の認定許可を必要としない。また、廃棄物仲介業者の資格認定も受ける必要がない。
- (3)廃棄物処理委託者が委託する場合のリスク削減のため認定処理業者を優先して扱うため競争上有利になる。委託者は認定の廃棄物処理専門業者に委託する限りにおいて処理上の問題が生じても入念な注意義務に違反したことにはならないため、処理業者の選択基準として大変有効なものとして考える。
- (4)使用済み製品の品目ごとに設けられる政令（包装材、IT 機器、ホワイトグッズ、ブラウングッズ、自動車等についての政令）において、それぞれが規定する認定基準の処理業者またはリサイクラーの認定乃至選定において、よりスムーズな資格認定が受けられる可能性が高い。

廃棄物処理専門業者の要件と資格基準

廃棄物処理専門業者として認定されるには下記の 2 つの方法がある（循環法 52 条）。

- (1)技術監視協会（例：TUV Rheinland 等）と監視契約を締結する方法。
- (2)州最上級庁が公認した処理処分事業者組合（例えば、処理業の代表団体である BDE の bvse が設置した組合等）に加入することにより、組合の品質マークを取得する方法。

廃棄物処理専門業者の要件

廃棄物処理専門業者の要件としては下記の条件を満たす必要がある。

- (1)営業としてまたは、経済企業もしくは公法上の施設として、利用廃棄物または処分廃棄物を、収集、運搬、保管、事前乃至中間処理、リサイクルまたは処分すること。
- (2)廃棄物処理管理上の業務に関して独自に行える能力があること。
- (3)組織、設備、業務 または経営者及び職員の信頼性、実務・専門知識の基準が適合すること。

事業所組織、設備及び職務に対する基準

（「廃棄物専門処理業者に関する政令」：以下、処理業に関する政令 第 3 条～第 7 条）

- (1)事業所組織の基準（処理業に関する政令 第 3 条）

- 1)廃棄物専門処理業者の業務の監視と検査に必要な組織の確立が必要

2)特に幹部管理者及び事業所内廃棄物責任者の決定権限や関与義務を明確にすること。

(2)人的要因の基準（処理業に関する政令 第4条）

それぞれの事業場には最低1名の責任者を配置する必要がある。さらに、専門的な操業の工程を確保するための十分な人員を用意する。特に操業する上で重要な法規の遵守が行える要員数を確保すること。要員の投入計画表を作成し、休暇、疾病、研修期間中でも十分な人員が配置できるようにすることが要請される。

(3)事業所日誌の管理（処理業に関する政令 第5条）

事業所日誌には下記のような内容を記載することが求められ、5年間保存しなければならない。

- 1) 回収、運搬、保管、リサイクル（再利用）、処分、販売、購入または仲介した廃棄物の種類、所在などに関するデータ、実施した役務の記録。
 - 2)特別な出来事、特に操業上の支障とその原因及び対処措置。
 - 3)廃棄物排出者の申告データと引き受けた廃棄物のデータの不一致及び対処措置を記録すること。
 - 4)回収、運搬、保管およびリサイクルまたは処分を委託した者、認定を受けていない事業所への第三者委託の場合は委託の範囲のデータ。
 - 5)設備及び物質に関して行われた点検結果（独自点検または外部者点検による）
- (4)保険への加入（処理業に関する政令 第6条）

廃棄物専門処理業者は事業所の廃棄物管理上の全ての業務を包括する十分な保険に加入する必要がある。保険の算定基礎は必要な保険の種類と範囲に基づくリスク評価による。廃棄物専門処理業者は以下の保険に加入することが求められる。

- 1)廃棄物を保管、予備・中間処理、リサイクルまたは処分する事業者：少なくとも環境賠償保険及び事業所賠償保険
- 2)廃棄物を回収または運搬する事業者においては自動車強制賠償保険

(5)廃棄物管理業務基準への適合（処理業に関する政令 第7条）

廃棄物専門処理業者は業務の遂行に当たり、すべての公法規定、特に循環経済・廃棄物法、連邦大気汚染保護法、水管理法、自然保護法およびそれぞれの政令、行政規則並びに州法を遵守できる体制でなければならない。技術監視協会または処理処分事業者組合が該当企業を審査する場合には、この点を考慮することが求められる。

(6)第三者に委託する場合の条件

廃棄物専門処理業者が、廃棄物の処理・処分を第三者の事業者委託する場合は、認定を受けているか、または認定を受けているのと同条件の処理業者に委託しなければならない。

(7)廃棄物専門処理業者の経営者及び要員に関する基準（処理業に関する政令 第8条）

1)経営者に対する基準

- a)人格や行動に問題がなく社会的に十分信頼される人間であり、業務を遂行するに

のに十分な適性と能力を保有していること（提出必要書類：無犯罪証明書、営業登録中央センターの適性証明書）。

b) 下記に該当するものは、廃棄物専門処理業者の経営者になる資格はない。

- ・社会的に危険な犯罪または環境に対する犯罪を犯した者
- ・連邦大気汚染保護法、廃棄物法、水管理法、自然保護法、化学物質法、遺伝子工学法、原子力・放射能法に違反した経歴のある者
- ・連邦営業法または労働安全法に違反した者
- ・その他、人格・行動に社会的に見て支障をきたすと考えられる者

2) 事業所管理職および監督者に対する基準

a) 社会的信頼性を有すること

b) 専門知識を有すること

専門知識の水準の目安は、工学、化学、物理学のいずれかの分野の大学または高専を卒業した者または、技術専門職業教育を受けた者、当該の事業所の設備及び工程技術に関する教育を受けマイスターの資格を得た者

c) 管轄官庁が認定した研修講座に参加し、専門知識を習得した者。

なお、廃棄物専門処理業者の経営者、管理職および監督者は定期的に指定された研修を受けることが求められる。

3 - 1 - 5 ドイツにおける処理・処分施設に係る許可認定

循環経済法第 31 条 1 項によれば事業によって施設内で廃棄物の処理、処分または保管を行う非移動性の廃棄物処理・処分施設の建設及び操業を行う場合、連邦大気汚染防止法の規定に基づく認可が必要である。

一方で埋立処分場に関してはいわゆる計画承認手続によってのみ承認される。

3 - 1 - 5 - 1 廃棄物処理・処分施設の認可手続

廃棄物の保管及び処理のため廃棄物処理プラントを建設及び操業を行う場合連邦大気汚染防止法が規定する認可を受けることが必要とされる。

連邦大気汚染防止法は多くの政令によって具体化される枠組法である。これらの政令のいくつかは廃棄物処分施設の認可に関係する。

このようにいくつもの政令によって構成される枠組法をベースにした法律の構造の利点は単独法よりも技術開発の状況に応じた政令の改正をやりやすくしている点にある。

認可を必要とするすべての廃棄物施設の設置は大気汚染防止法第 4 政令に記載される認可のための条件に従わねばならない。この政令は基本的に廃棄物施設の設置を 2 つのタイプに分けて適用される。

標準的な認可手続による廃棄物処理施設の設置許可

簡易的な認可手続による廃棄物処理施設の設置許可

1 日の処理能力が 10 トン以下の小規模廃棄物処分施設の設置だけが簡易的な認可手続が認められている。それ以外の処理施設では標準的な認可手続が必要とされる。

大気汚染防止法第 4 政令による許可は常に義務づけられた許可であり、それは逆説的に言えば廃棄物処理施設の認可申請者が大気汚染防止法第 4 政令の認可基準に従うならば、必ず免許を与えなければならないことを意味する。

廃棄物処理施設の認可にはもうひとつの必要条件があり、それは大気汚染防止法第 9 政令の認可手続である。したがって、第 4 政令と第 9 政令は廃棄物施設の認可においてセットになっている。

申請書は管轄庁に処理施設の設置予定者によって提出されなければならない。申請者が提出する文書は多数ある。当局は申請者に対し提出に必要な書類やどのような審査手続が実施されるかについて十分な指導を行わなければならない。

廃棄物焼却施設の承認のために準備する申請書類には、EU 廃棄物カタログに基づく受入廃棄物品目、焼却される廃棄物量、燃焼温度の最低値及び最大値、有害物質の最大受入量、大気汚染防止法第 17 政令で規定されている排出基準に従うために採られる焼却装置に関する措置を示す必要がある。

焼却処理施設は可能な限り最高温で廃棄物を焼却するよう配慮し設計され、運営を計画しなければならない。第 3 者に譲与されない熱エネルギーは技術的に実施可能である運営事業者自身の施設内において利用されなければならない。

また、焼却施設の設置者は、施設の汚染防止措置に関して明確に述べられなければならない。有害事故政令（連邦大気汚染防止法第 12 政令）は部分的または全体的な固形乃至液体物質の燃焼施設及び熱分解を行う廃棄物施設の設置者に対して、さらにいくつかの義務を課す。燃焼を通してそして熱分解設置のために固体か、あるいは液体物質の部分的または全体的な処分のために設置のオペレーターのためにさらにいくつかの義務を定式化する。

それら施設の運営者は安全工学に調和した安全策義務を広範囲にわたって遂行しなければならない。例えば、彼は申請書類とともに環境安全のための測定分析結果も提出されなければならない。またこの測定分析結果は定期的に運営事業者によって更新しなくてはならない。

すべての必要書類が提出されるとすぐに、管轄当局は認可審査の所要期間について申請者に通知しなければならない。一般市民に対しては申請書の情報開示が行われる。市民は申請書ファイルを常に閲覧できる権利を持っている。但し、機密内容に関しては情報開示の義務が免除される。また、市民が機密情報の理由をもって情報開示されない内容に関して異議がある場合、管轄当局が組織する聴聞会においてその異議申立てを起こすことが出来る。

行政機関が認可に必要なすべての関連する状況を把握したならば直ちに、申請に対する判断を行いその審査結果と理由を申請者に通知しなければならない。許可には条件を盛り込むことが出来る。大気汚染防止法による許可は他のいかなる認可も必要としない集中的な権威的效果をもつ。

このような許可申請が認可された後も連邦大気汚染防止法は、焼却処理施設の運営事業者に対して、計測器を据え付け、継続的に、排ガス濃度、排ガス中に含まれる酸素含有量、焼却温度、その他いくつかの測定要素を記録し評価する義務を与えている。

3 - 1 - 5 - 2 埋立処分場に対する認可手続

埋立地の建設と操業には地域の管轄当局によって計画の承認を必要とする。埋立処分場の承認手続が他の廃棄物処理施設の承認と異なる理由は、埋立地の新規建設または拡張は非常に多くの人々の関心事となり、町や国の景観にも関係し自然環境（空気、水、土壌、地下水、植物、動物）に及ぼす影響も大きいからである。

その申請審査手続は包括的な環境影響評価を含む非常に複雑な承認手続である。埋立地の申請認可は、自然環境の損失に対する予防措置、保護を必要とするあらゆる自然環境への危険に対する回避措置等の対策を施し、公共の利益が損なわれない場合に限り、承認されることになる。

3 - 1 - 6 廃棄物の処理・処分責任 - 不法投棄及び不法処理の結果について

廃棄物の不法投棄、非合法的な処理は現在もなおドイツで存在する問題であるが、いくつかの措置が廃棄物の不法投棄または不法処理に対して法的な罰則を適用するために採られる。

循環経済法またはそれに付随する各政令に対して違反の可能性がある場合、それに対する法的な措置及び罰則は、おもに次の 2 つのケースによって異なる。

不法投棄あるいは非合法的な廃棄物処理施設
証明手続違反

3 - 1 - 6 - 1 不法投棄に対する法的対応

不法投棄に対しては種々の制裁手段が講じられる。これらの制裁は行政法及び刑法、民法上のいずれか、またはその内のいくつかにわたって法的措置が採られる。

- 行政法上では...
 - ・ 循環経済法による罰則
 - ・ 不法投棄された廃棄物を取り去りよう命じ、汚染者がその命令に従わない場合、監視当局によりそれぞれのケースに応じた強制的な行政法上の一般的措置が講じられる。
- 民法上では...
 - ・ 意図的あるいは怠慢な行為に対する一般的な責任の追及が民法上でなされる。
- 刑法上では...
 - ・ 非合法的な有害廃棄物の取り扱いに対しては刑法が対応する。

循環経済法では他のドイツにおける環境法と同様に、罰則に関する特別な規定がある。循環経済法では廃棄物の保管・処理・処分を許可された廃棄物処理施設の外で行うことを禁じている（循環経済法第 61 条）。この規定では違反行為に対して、その犯罪の重要性に応じ最高 10 万ドイツマルクが罰金として課されることになる。

不法投棄または不法な処理による汚染者の処分の話から離れて、行政的には不法に放置された廃棄物が汚染者によって取り去られるかどうかの問題である。

行政は通常、まず汚染者に対して不法投棄した廃棄物の取り除きを命令する。この行政命令は各州の州法をベースになされる。そしてそれらの法律の内容はそれぞれの州によって異なる。しかしながら、汚染者は様々な理由によって廃棄物をきちんと取り除くとは限らない。そのような場合、最終的に行政は自ら不法投棄された廃棄物を取り除き、汚染者に対して廃棄物の取り除き費用を含む過料金を請求することになる。この場合、汚染者自身が廃棄物を取り除いた場合よりも、高い費用を徴収される場合が多い（この過料もそれぞれの州の行政法によって異なる）。

汚染者が判明しないか行方不明の場合、不法投棄の責任問題は状況的に困難になる。このような場合ドイツの行政法は廃棄物が不法投棄された土地の管理者の責任を（各州が行政法としてもっているコマンド・アンド・コントロール法に基づき）問えないかを検討す

る。土地の管理者が不法投棄の事実に対して気づくことが出来ない状況にあった場合、この原状回復にかかった費用は行政の負担となる。例えば、不法投棄された家庭系廃棄物に関しては、その撤去にかかる費用は住民が支払わなければならないごみ料金に含まれている。

また、ドイツの刑法は人及び自然に対して危険を与える有害廃棄物の非合法的な取り扱いに関しては特別な規定を設けている（ドイツ刑法第 326 条）。ドイツの刑法では有害廃棄物の非合法的な扱いはそれによる人及び自然に対する悪影響が全く認められない場合でも刑罰を課することが出来る。

廃棄物不法投棄の撤去は巨大なコストをもたらす。このことは民事的にそれに対する責任が非常に重要な問題であることを意味する。ドイツ民法 823 条によれば、「人」あるいは「財産」に意図または怠慢をもっていかなる害を与えた者は何人もその損害に対して責任を取らなければならない」としている。

自然に関してはドイツ民法はカバーしなかったため、ドイツでは「環境責任法」が導入された。しかしながら、環境責任法は不法投棄された廃棄物の撤去・処理・処分に適用できない。なぜなら、環境責任法は認可された処理施設が環境に影響を及ぼすことに関してのみ適用可能であり、それが適用になるのは廃棄物処理・処分施設の不適切な運営または不適切な廃業の場合である。

3 - 1 - 6 - 2 廃棄物処理・処分施設の非合法的な営業に対する法的措置

廃棄物処理・処分施設の非合法的な操業は大気汚染防止法（Bundesimmissionsschutzgesetz）第 62 条の罰則規定によって制裁が課される。

管轄当局はまた特別な命令を非合法廃棄物施設に対して発し、施設の撤去を要求し、その命令に従わない場合当局によって施設を撤去する。

特に民法上の問題は通常この文脈では生じない。仮に非合法施設の排出が人または財産に害を及ぼしている場合、他の一般的な法律が適用されることになる。

3 - 1 - 6 - 3 証明政令違反に対する措置

証明手続違反は証明政令の第 33 条と循環経済法第 61 条項 10 項に記される過料規定の規定に従って罰せられる。

証明手続に示された通りの行為を実施しなかった廃棄物発生者あるいは廃棄物を処理する事業者は証明手続違反として制裁される。

廃棄物発生者は廃棄物の利用及び処分を行う際に管轄当局に廃棄物の流通ルート（どのような廃棄物処理施設がそれを受け入れ最終的にどこの処理・処分施設が利用されるか）について承認を受けた後で、実際の廃棄物を受け渡しするのであるから、それを事前の説明なしに違反すれば証明政令の第 33 条に従って処罰される。

3 - 2 フランスにおける廃棄物管理の法的側面

フランスの廃棄物処理関連法では、廃棄物の発生者及び取扱者の廃棄物に関する知識の改善及び持続可能な廃棄物管理の促進を目的とする一般の製造施設及び廃棄物処理・処分施設にかかる多くの義務項目を設けている。

3 - 2 - 1 産業施設に係る法規制

3 - 2 - 1 - 1 環境に危害を及ぼす可能性のある産業施設設置の認可

環境に危害を与える恐れのある産業施設の設置は操業許可のために当局への認可申請が必要となる。申し込み書では、環境アセスメントの結果、地域の廃棄物システムの諸規則に関する遵守、廃棄物の発生量、廃棄物の発生源及び汚染排出物の特性等に関する情報を含まねばならない。提出される環境アセスメントの結果には、新規施設の設置と施設の稼働により発生する廃棄物及び残余物の処分の手順に関する説明も求められる。

3 - 2 - 1 - 2 有害廃棄物における廃棄物バランスシートと廃棄物管理コンセプト

有害廃棄物としての組成をもつ廃棄物は登録が必要となる。

1985年に制定された法律の第5条に基づき有害廃棄物を取り扱う事業者すべて（生産者、輸入者、輸出業者、廃棄物運搬業者と廃棄物処理・処分施設）にいくつかの義務が課される。

それらの事業者は有害廃棄物の取扱に伴う運搬—処理—処分のライフサイクルに関する情報を記載するためマニフェストを使用しなければならない。有害廃棄物のマニフェストには以下の諸点が盛り込まれる。

- ・ 廃棄物の発生源
- ・ 廃棄物の特性
- ・ その経路・行き先
- ・ 輸送及び処理・処分の諸側面
- ・ 関係事業者の諸属性

また、有害廃棄物を取り扱う事業者は上記のマニフェストに加え廃棄物に対して行った処理のオペレーションについて環境保護検査官に報告し、その処理方法に関するアドバイスを受けなければならない。

さらに、特に当局の指定を受けた特定産業施設では次のような内容を記載した書類の提出が義務付けられる。

- ・ 3カ月ごとに有害廃棄物に対して行ったすべてのオペレーションに関する要約書の提出。
- ・ ドイツの廃棄物管理コンセプトに類似する「廃棄物分析書」(waste analysis)の作成義務。

「廃棄物分析書」は1990年の通達(Circulaire 1990.12.18)によって課された。廃棄物分

析書は工場施設における現状評価と廃棄物管理対策である。

廃棄物分析書のの内容は次の３部分に分かれる。

- ・現状に関する記述
- ・新たな技術的・経済的な解決方法に関する考察
- ・採用した選択に関するプレゼンテーションと技術的・経済的な妥当性

すでに 2,000 以上の工場施設が現在「廃棄物分析書」を提出している。この分析結果によれば、当局は念入りにそれぞれの工場施設設置に対応する技術対策を検討し適用する。これらの対策に関する記述では発生する廃棄物の削減と環境適応型技術の採用における質的及び量的な目標が述べられる。

3 - 3 英国における廃棄物管理の法的側面

3 - 3 - 1 国家レベルの廃棄物戦略

英国環境保護法 44 条 A は、英国国務大臣はできる限り速やかに廃棄物の再生と処分に關する政策を盛り込んだ環境政策の立案を行うことを要求している。

近年における英国の廃棄物政策は、廃棄物白書のなかで「イングランド及びウェールズにおける持続可能な廃棄物管理のための戦略」として 1995 年に前政府によって公表された。しかしながら、同白書における廃棄物政策発表は法的拘束力のある計画ではなく勧告書であることを明言している。

1995 年の同白書は 2 つの主な目標を設定している。

- ・埋立廃棄物を 2005 年までに 60～70%削減するための廃棄物管理の促進
 - ・自治体系廃棄物を 2005 年までに 40%削減するためのリサイクル及び再生の促進
- それ以後、1998 年末までに新しい廃棄物戦略が開発されることはなかった。

唯一、環境運輸地方省(DETR)による諮問書だけが 1998 年 9 月に公表された。そこでは廃棄物管理を以下のような基本事項によって行うことを公約として盛り込んでいる。

- ・リサイクル及び再生される廃棄物を実質的に増加させる
- ・家庭系廃棄物の再生及びリサイクルを増加させる目標を設定する
- ・現実的なプログラムによって支えられる挑戦的な目標に伴う長期的な系かうの枠組を準備する
- ・廃棄物最小化の強調
- ・法規則を多く取り揃えるのではなく、道先案内的な廃棄物処理の優先順位に基づく行動を尊重する。
- ・埋立税のような経済的インセンティブの活用

3 - 3 - 2 地方自治体の法的権限

英国では地方自治体に家庭系廃棄物を処理・処分する責任がある(環境保護法 第 45 条、第 48 条)。地方自治体はまた廃棄物リサイクルに関する廃棄物計画も担当する(環境保護法 第 49 条)。地方自治体は競争入札によって経済的に効率の良い契約を処理業者と結ぶことによって自らが持つ廃棄物の処理・処分の責任を民間に委託することができる。

そして環境保護法第 63 条に次のような捕捉事項が設けられたことにより、廃棄物最小化対策に向けての地方自治体の役割がより強固なものとされた。

1998 年 11 月 12 日に英国議会が環境保護法に対して下記の補足項目を採択した。

地方の関連当局は当該地域で発生した廃棄物の削減を目的とするあらゆる措置、目的遂行のための出費、必要な意見の採用、廃棄物の記載による管理について、それらを実施するための行動及び準備を実施するように心がける。(英国環境保護法第 63 条 A)

過去に、これらの廃棄物削減のためのイニシアティブを自治体を実施することは自治体の権限を越える行為のように見られていたところがあったため、多くの地方自治体が廃棄物発生の予防に関してより裁量をもてることを上記の条項によって感じとった。

したがって、現在、地方自治体は単に廃棄物予防を促進する公式な権力を持つだけでなく、いかなる廃棄物計画においても廃棄物最小化戦略を盛り込むか、あるいは廃棄物処理に関する契約を行う際に明確な廃棄物削減目標を設定することが可能である。

3 - 3 - 3 英国における廃棄物統計

英国における廃棄物に関する信頼できる統計値は非常に少ない。

パイロットスタディを実施し、英国・環境保護庁は次のような統計値を発表した。

- ・産業廃棄物：2,600 万トン
- ・商業圏からの廃棄物：1,700 万トン
- ・建設廃棄物：5,300 万トン

しかしながら、環境保護庁はこれらの統計値が過小推計されていると考えている。

3 - 3 - 4 埋立税

1996 年 10 月から、廃棄物の埋立処分に対する税金が活性廃棄物に対して 1 トン当り 7 ポンド、不活性廃棄物に関しては 1 トン当り 2 ポンドが徴収されている。

また、1999 年 4 月からは活性廃棄物の埋立税が 10% 値上げになった。埋立税のシステムは徴収された埋立税の 20% までが環境保全の目的に使用される。この資金の使い途に対して自治体のリサイクル支援やリサイクル素材のマーケットの拡大等様々な申し込みがなされている。

3 - 3 - 5 産業廃棄物の削減政策

英国環境庁では「利用可能な最善の技術」(BAT: Best Available Technology)を採用することによって企業活動による環境負荷を低減することを具体的に示すよう企業に要求する「統合的汚染防止制度」(IPC regime: Integrated Pollution Control)を設けている。

しかしながら、英国の IPC の有効性に対する評価は低い(1998 年英国衆議院報告書: House of commons Report の 25 頁 ~ : 「持続可能な廃棄物管理」の項にその詳細が報告されている)。

その代わり、ほとんどの廃棄物最小化運動が産業の自主的な活動をベースに発展しつつある。英国の通商産業環境省と輸送地方省の共同により資金の提供がなされ、IPC とは別に組まれた「環境最善技術実行プログラム」(ETBPP: the Environmental Technology Best Practice Programm)の一部として「廃棄物最小化運動」(Waste Minimisation Activities)が実施されている。

環境最善技術実行プログラム(ETBPP)は英国企業が、廃棄物及びその他の排出の発生源においてその発生量を削減することにより、企業の環境パフォーマンスを改善するのが狙いである。プログラムは英国の各地域別に「廃棄物最小化クラブ」の設立を奨励している。

現在約 50 のクラブプロジェクトが全英各地に設けられ、約 550 の企業がそれらのクラブプロジェクトに参加している。

環境最善技術実行プログラムによるこれらのプロジェクトの多くは、よりクリーンな生産技術(Cleaner Productions Technology)の開発・採用によって廃棄物及び排出の最小化を達成しようとするものである。